

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報2026

The Liaison Committee on Lost Korean Cultural Properties in Japan 한국/조선 문화재 반환문제 연락회의

編集・発行：韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議 2026年7月1日 No.15

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-31-401 ☎03-3237-0217 Fax03-3237-0287 頒価＝300円(送料140円)

E-mail : kcultural_property@yahoo.co.jp <http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/index.html>

郵便振替：00140-9-607811「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」(年会費=個人2000円・団体5000円・賛助会費=10,000円)

【2025-2026の動きと課題】

高まる大倉集古館・利川五重石塔、東博・小倉コレクション返還求める声に注目

■誰のため、何のための「文化財」か？

2010年に連絡会議を結成して15年が経過しました。昨年度の大きな出来事は、対馬・観音寺に2012年に盗まれた観世音菩薩像が12年半ぶりに戻ってきたことと、鎌倉・高德院にあった観月堂が韓国に戻されたことで、前号で報じ、懇談会での議論も紹介しました。観月堂については帰還の報告を高徳院住職の佐藤孝雄慶應義塾大学教授に寄稿いただきました(➡2-4頁)。

私も連絡会議にとって15年はそれなりに長い期間でしたが、観音寺から盗まれた観世音菩薩像はその間の大部分、12年もの年月を倉庫に幽閉、抑留されて人の目にふれることなく淋しく過ごしていたことになりす。他方、韓国人窃盗団のメンバーは2017年まで全員刑期を終えて、社会復帰しています。「被害者」の観世音菩薩像が、「加害者」の窃盗団の刑期の3倍近い長い期間にわたって拘禁・幽閉され、返還後も元の寺ではなく、博物館のガラス張りの展示ケースに入れられて、至近距離で上から見られたり、写真を撮られたりする図には、違和感を越えた不条理や疑問を感じます。人間の争いや欲望によって、不本意な旅路を強いられてきた仏様に、もっと寄り添い、憐れむ心が、仏教信者でなくてもあってよいのではないか、あるべきではないかと。

鑑賞用の芸術品とみるか、信仰の対象か、売買や収益の対象か、調度・生活用具か、歴史研究の対象かなど、「文化財」として括られるものは、人によって多様な意味を持ち、性格も異なります。外交や民族精神高揚のツールにもなります。注意深く多角的に検討する必要があります。誰のため、何のための「文化財」か？という根本的な問いかけに向き合うことが求められます。



対馬・観世音菩薩
(対馬博物館)



利川五重石塔
(大倉集古館)



小倉コレクション(王冠)
(東京国立博物館)

■利川・五重石塔、小倉コレクションの注目度が高まる

かねてから返還を求められていた大倉集古館の利川・五重石塔について、昨年11月同館を会場に開催された展示の中で、参加アーティスト自身からの提起がありました。おそらく、日本でアーティストの側から文化財返還の声が具体的に挙げられた初めてのケースではないかと思われます。(➡7・15頁)

昨年は日韓国交正常化60年で、東京国立博物館でも記念企画が繰り広げられ、東洋館の8・9・10室で合計268点が展示されましたが、内94点(35%)が小倉コレクションでした。小倉コレクションについては、韓国の国会で一部の返還促進を求める決議が2013年に採択されていますが(*「年報2024」12頁参照)、その後2019年と2024年にも小倉コレクション全体の調査と返還を求める決議案が提出されています。(➡13頁)

5月16日開催されたオンライン・フォーラムの基調報告で五十嵐彰氏は不当に持ち出され、その先に鎮座させられている品々を「おぞましいくもの」と捉え、感性の面でも認識を改めるよう促しました。(➡12頁)

■学術調査・研究目的の収集品も返還への道筋を

問われているのは博物館・美術館だけでなく、大学や学術研究者もですが、類似のケースとして注目されるのが先住民らの遺骨返還の問題です。4月30日には英エジンバラ大学が、5月5日にはロンドンの自然史博物館が北海道アイヌ協会理事長に遺骨を返還しました。国内でも北海道大学、東京大学、京都大学がアイヌや沖縄、ハワイ、オーストラリアの先住民の要求を受けて、遺骨返還に動き始めています。東京大学は、昨年副学長を座長にした「遺骨返還等タスクフォース」を設けて実態解明と返還への対応を開始しました。

東京大学は2006年に朝鮮王朝実録をソウル大学に返還(*大学側は「移管」と説明)していますが、1902年の関野貞東京帝大助教授による古蹟調査を始めとする調査や研究で朝鮮・中国から持ち帰ったとされる文化財・古蹟出土品などの返還に向けても早急に対応すべきではないでしょうか。

皆様からのご意見・ご提案・情報提供もお待ちしています。
(世話人代表 有光 健)

百年を経た観月堂の帰還

佐藤 孝雄(鎌倉大仏殿高德院住職・慶應義塾大学文学部教授)

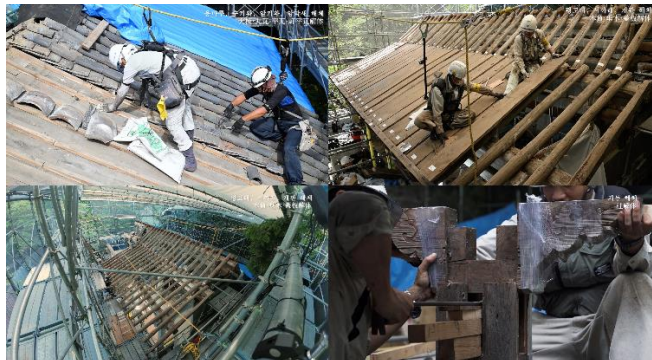
凡そ一世紀前自坊高德院に寄贈された朝鮮王室由来の堂宇を故地に戻すべく、調査・研究を重ねていることは、既に二度に亘り本年報に報告させていただいた(佐藤 2021・2023)。

「観月堂」と呼び習わされてきた件の堂宇については、その後、更なる調査が進み、その成果が 2025 年 3 月 27 日ソウル大学で開催した国際シンポジウムで共有された(写真 1)。

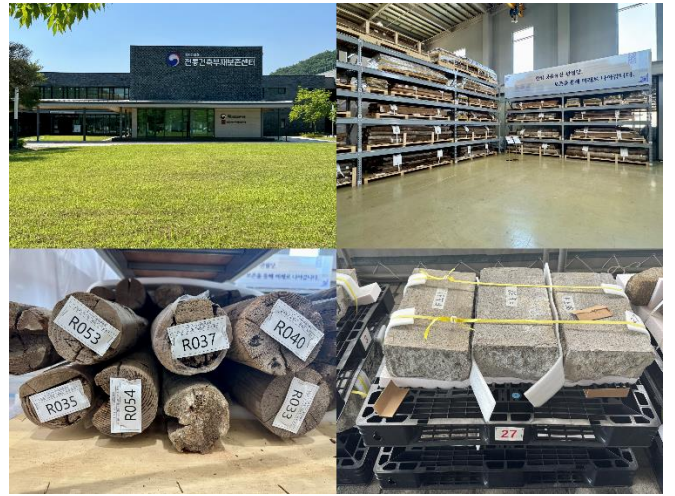


(写真 1) ソウル大学で開催した国際シンポジウムの様子

また、その間 2024 年 6 月下旬から凡そ 2 ヶ月をかけて堂宇の解体作業も実施され(写真 2)、2025 年の 5 月中旬までに全ての部材が北朝鮮国境に程近い坡州(パジュ)市の伝統建築修理技術振興財団の施設に移送された(写真 3)。



(写真 2) 解体作業の様子



(写真 3) 伝統建築修理技術振興財団の施設の外観と部材の収蔵状況

そして、同年 6 月 23 日にソウル景福宮内の古宮博物館内において、当時、大韓民国国家遺産庁庁長であられた崔応天(チェ・ウンチョン)博士、国外所在文化遺産財団の金廷禧(キム・ジョンヒ)理事長と筆者が部材一式の寄贈協約書に署名を交わしたことにより、「観月堂」は百年の時を経て故地への帰還を果たした(写真 4)。

折しも韓日国交正常化 60 周年の節目の年、韓日基本関係条約が取り交わされた記念日の翌日に協約式が挙行されたこともあり、「観月堂」帰還のニュースは韓国国内で大きく報じられた。また、2025 年 12 月、一連の調査を進め、「観月堂」の部材一式を韓国へ移送の上寄贈したことが「文化遺産を通じて韓日両国の友好と交流の実践に寄与した功績」と認められ、光栄にも筆者は大統領表彰も受けさせていただいた。その過程で、見ず知らずの韓国国民の方々から感謝を伝えるメールや書簡を頂戴したことは、望外の喜びであった。



(写真 4) 部材の寄贈に係る協約式の様子

改めて来歴を略記しておく、「観月堂」は、植民統治期であった1920年代、山一証券の創業者であった杉野喜精氏が、財政難に陥った朝鮮殖産銀行に融資した返礼に、朝鮮政府から貰い受けた堂宇であることが知られる。かつて景福宮内に所在した「月宮殿」とも口伝えられてきたが、その裏付けはなく、堂宇が高徳院に寄贈された経緯も詳らかでない。それでも、内外が丹青に彩られた「観月堂」は、王族由来の建物に違いなく、その形式から王母のための祠堂であることも疑う余地がない。貴重な歴史遺産であるばかりでなく、元来故人の魂を安んずるために建造された堂宇であるだけに、これを故地に戻せたことに安堵の胸を撫で下している(写真5)。

もともと、帰還までの道のりは決して平坦ではなかった。実のところ筆者が「観月堂」を故地に戻すことを企図したのは四半世紀近く前、住職を拜命した2002年に遡る。当時は、韓日両国の関係が悪化していた時期であり、助言を求めた外務官僚からも「折角良いことをなさるのだから、タイミングを間違いませぬよう」と釘を刺された。けれども、その後20年間に亘り両国の関係は冷え込んだままであった。その間、堂宇の経年劣化



(写真5)解体前の観月堂と解体後の跡地
上: 2024年撮影、下: 2026年撮影

は進行し、壁面上部に空いた小孔からアライグマが侵入し、天井裏に住み着いたこともあった。垂木が撓み、軒瓦の一部が落下するようになってからは、台風や地震による損壊にも怯えた。大韓民国文化財庁(現在の国家遺産庁)に返還の意向を伝え、交渉を始めても、両国の関係が冷え込む中、事業が軌道に乗ることはなかった。

これ以上手をこまねくわけにいかないと意を決し、2020年から国内の研究者・技術者の協力を仰ぎ、堂宇の三次元測量や高精細画像の撮影、丹青の顔料分析に着手した。その上で、同僚の金柄徹教授と韓神大学の河棕文教授に調整役を依頼し、文化財庁との交渉を再開したところから、帰還事業はようやく軌道に乗り始めた。2022年に尹錫悦(ユン・ソンニョル)氏が大統領に就任し、日韓両国の関係が改善したことも追い風となった。2023年3月28日には慶應義塾大学三田キャンパスで国際シンポジウムも開催した後、韓日両国の研究者による共同調査をさらに重ねた上で、2024年に堂宇を解体、瓦や基壇の石材を韓国へ移送する段まで作業は概ね順調に進んだ。

ところが同年の暮れ、尹大統領が非常戒厳を宣布、その4ヶ月後に弾劾・罷免されるという思いもよらぬ事態が生じた。これに伴い、本事業の良き理解者にして種々高配にも与ってきた崔応天博士も2025年6月に国家遺産庁長を退任されることを知るに至り、急ぎ余す木質部材の移送を進めようとしたが、そこでまた思わぬトラブルに見舞われた。移送に先立ち木質部材に熱燻蒸を試みたところ、古材からヤニが滲出し、彩色の一部が汚損される事態が生じたのである。やむなくガス燻蒸に切り替えることとしたが、部材の搬送を依頼していた運送会社からは周囲の立ち入りを禁じた上で、都合10日間をかけて建物一棟分の部材を燻蒸できる倉庫を直ちに手配できないとの報告を受けるに至った。

その窮地を救ってくれたのは、神奈川県倉庫組合の組合長を務める同窓の友人であった。彼の助力により、他の運送会社の倉庫を使用できることとなり、無事に燻蒸を済ませ、5月の中旬に全ての木質部材を輸出することができた。幾多もの障壁を乗り越え、「観月堂」の帰還を果たせたのは、多くの方々がこの事業の意義をご理解くださり、お力添えくださったからにはほかならない。有光健代表をはじめ本会議の関係者各位にも、都合三度に亘り年報に紹介する機会を賜り、折に触れて

激励の言葉も頂戴した。この場を借り、本事業にご協力くださった全ての方々に、厚く御礼申し上げたい。

なお「観月堂」の部材の一部は、昨年12月24日から本年1月26日にかけて、景福宮内の継照堂(ケジョダン)で公開された(写真6)。堂宇自体も、この後坡州の施設で部材の調査・修復を経て、近い将来ソウル市内に再建・公開される予定である。また、高德院は、「観月堂」の帰還を機に、本年4月18日に韓国伝統文化大学を受け入れ先とする基金を設立した(写真7)。故地に再建された「観月堂」が韓日友好の象徴として未長く保存されるとともに、件の基金が韓日の学术交流に資することを願ってやまない。筆者もそのために微力を尽くすことを誓い、小稿の擲筆とする。



(写真6)継照堂における部材の展示



(写真7)基金設立に係る協約式の様子

【文献】

- ・佐藤孝雄 2021 「観月堂の調査・研究」『韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報』2021: 6.
- ・佐藤孝雄 2023 「観月堂の調査・研究(2)」『韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報』2023: 4-7.
- *韓国KBSが今年3月15日に放送した『歴史スペシャル・タイムトラベラー第13回: 100年の流浪 観月堂の帰還』(48分)が以下で観れます。

➡<https://www.youtube.com/watch?v=0914nLfw87o>

世界の動き①仏が略奪文化財返還法を制定

フランスで「違法に取得された文化財の返還に関する2026年5月9日付法律 No. 2026-351」が制定された。昨年7月に政府が国会に提出していたもので、上下院の全会一致で可決された。

目的は、植民地征服時などの戦争、略奪、盗難、または強制・暴力によって不当に取得された文化財の返還を進めることで、対象は1815年から1972年までの間に取得された美術品や文化財。フランスでも従来国立美術館の収蔵品などの公的コレクションは「譲渡不可能な公共財産」と法律で定められ、他国へ文化財を返還するためには、その都度議会で個別の特別法を制定する必要があった。今後は議会を通さず、「政府の行政命令(政令)」で迅速に返還を進めることができる。(1972年後の文化財略奪や盗難は民事裁判に委ねられる。)

返還の判断が恣意的にならないよう、所有権の合法性を厳格に見極めるための「科学評議会」が設置される。また、返還プロセスにおける条件として、以下の2点が明記された;①返還された文化財の保存条件が、遺産保護に関して適用される国際基準に準拠していること、②要求国において、該当する財産が一般に公開され、アクセスできることが保証されていること。

2017年にマクロン大統領が訪問先のブルキナファソで文化財の返還を言明して以来、8年以上かかって法的な枠組みが整備された。これまでにベナンやセネガル、コートジボワールへ個別の法律を作って文化財を返還してきたが、今後アフリカ諸国への返還が拡大・加速するとみられる。

なお、一部の議員は法文に「植民地主義」という言葉がなかった点を問題視し、「謝罪なき返還」と批判した。

他方、ドイツ政府も3月30日にドイツ政府と州や地方自治体の代表者で構成する「植民地時代の文化財および人骨の返還に関する調整評議会」の設置を発表している。

日本でも、国有財産の他国への返還にはそのつど協定を締結し、国会での承認を得る仕組みになっているため、返還を迅速に行うための包括的な立法が望まれる。(まとめ=編集部)

上記の仏・文化財返還法は以下で読める。
<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000054049788>
 金塚綾乃弁護士(パリ弁護士会・第二東京弁護士会国際委員会所属)のブログに同法についての詳しい解説が掲載されている。 ➡<https://ayanokanezuka.jugem.jp/?eid=64>

報告 朝鮮半島由来の文化財を知るための日韓国際ワークショップ 2025

関西と大邱で学生たちが体験した日韓関係の現実と和解への展望

大澤 文護(天理大学客員教授・元毎日新聞ソウル支局長)

「朝鮮半島(韓国)由来の文化財を知るための日韓(韓日)国際ワークショップ2025」(主催・あおい文化交流研究所、共催・朝鮮文化財ワークショップ実行委員会、助成・国外所在文化遺産財団)は2025年11月4日から9日の日程で、関西(奈良・京都・大阪)と韓国の釜山(プサン)、大邱(テグ)を舞台に開催しました。

◇「出発地」と「到着地」で見聞きしたもの◇

2021年から年1回開催してきた同ワークショップを、今回初めて関西からスタートさせました。その目的は以下の通りです。

「古代から現代に至るまで、朝鮮半島由来の文化・文化財が日本列島に向かう『出発地』となった韓国南部(釜山・大邱)と、到来した文化・文化財が数多く残る『到着地』となった日本の関西地域(京都・大阪・奈良)を日韓の学生と一緒に巡り、朝鮮半島(韓国)由来文化財の歴史と現状、及び朝鮮半島と日本の深い交流の存在を学ぶことで、恒久的な日韓友好の重要性と必要性を理解することを目指す」

こうした目的を果たすために日韓7人ずつの参加学生は11月4日、宿舎となった奈良県天理市の天理教郡山大教会信者詰所別館に集合しました。

翌日(5日)の最初の講義には天理大学講義室を借りて、東京大学大学院総合文化研究科教授(韓国学研究センター長)の外村大先生、韓国の国立群山大学校日語日文学科教授の表世晩(ピョ・セマン)先生の2人が登壇しました。

外村先生は「日本帝国の朝鮮植民地支配と文化遺産」をテーマに、日本の植民地支配が韓国の文化財にどのような影響を与えたかを中心に話を進めました。外村先生は「(日本側は)文化財保護調査をしっかりとやったと言うが、実際は壊している。一番多く壊しているのは、壬辰倭乱で秀吉が差し向けた軍隊を朝鮮の民衆が立ち上がって撃退した記念に建てられた大捷碑で、日本に

持って来たものもある」「一番有名なのは靖国神社にあった北関大捷碑で、2005年に韓国に返し、その後、元あった北朝鮮に戻っている」と具体例を挙げて説明しました。一方で「文化財は歴史を身近に感じさせる非常に重要な要素だ。日本のすばらしさを伝えるとか、日本の優秀さを伝えるだけではなくて、交流があったことを理解する材料になる」と述べ、文化財を通じた相互理解の重要性を強調しました。

第2講では韓国国立群山大学校の表世晩先生が「近代群山の日本人大地主たちと文化遺産」をテーマに、植民地時代に韓国西南部・全羅道で広大な農場を所有した島谷八十八と熊本利平の2人に焦点を当てて講義しました。

先生は韓国の文化財を収奪または盗掘した「悪徳地主」と言われる島谷八十八が住んだ場所に残る石塔や石灯籠があった元の場所に関する近年の研究成果を披露しました。また、島谷が収集した文化財を現地で展示する構想を持っていた可能性に言及しました。さらに、朝鮮最大と言われた農場を経営した熊本利平が、朝鮮人医師、李永春(イ・ヨンチュン)を群山の農場に招き、農民の健康維持・管理のために、朝鮮で初めての農村衛生研究所を作ったことなどを紹介しました。

表先生は島谷と熊本について「支配、被支配という大きな構造から見ると、島谷や熊本の行動は自分がお金を儲けるためだったと見えてしまう。しかし、地域の実際の状況を見てみないと誤解とか間違いが生まれる可能性がある。もう少し細かく、地方や地域での民衆の実態を見てみなければいけない」と述べ、朝鮮に移り住んだ日本人と朝鮮人の関係について、より深い研究が必要との見解を示しました。

参加学生は6日、朝鮮半島由来(韓国)文化財を専門的に展示する京都市の「高麗美術館」を訪問しました。そこで、鄭喜斗(チョン・ヒドゥ)代表理事から、父で



天理大学講義室で記念撮影する講師と参加者(2025.11.5.)

在日一世の鄭詔文（チョン・ジョムン）氏が、韓国・朝鮮人に対する偏見と差別が根強く残る中、朝鮮から日本に持ち込まれた文化財を収集し、1988年に自宅を開放して美術館を開設した経緯を聞きました。



高麗美術館で鄭喜斗代表理事の説明を聴く参加者(2025.11.6.)

同日午後はグループに分かれて、朝鮮半島との交流の痕跡や史跡、それによってもたらされた文化財等が残る関西各地を踏査しました。

◇文化財をめぐる日韓交流と人の縁◇

学生たちは7日から8日にかけて大阪と釜山を結ぶ新造フェリー「パンスター・ミラクル」で韓国に移動しました。

釜山では韓国語や韓国文化を学ぶカリキュラムを持つ長崎県立対馬高等学校国際文化交流科の生徒3人と引率の先生1人が合流し、最終日の9日は大邱に移動。大邱市郊外（慶山市）にある嶺南大学校の教室を借りて、成均館大学校比較文化研究所研究教授、金智英（キム・ジョン）先生の「こんなにも多様だった『縁』のかたち～植民地期の大邱（テグ）における文化財と美術をめぐる日韓交流～」をテーマにした講義を聞きました。

金先生は「近代期の日韓関係という『支配者』と『被支配者』という単純な図式で理解されがちだが、実際の現場では略奪や抑圧だけではなく、協力や友情などさまざまな要素が複雑に絡み合った人と人の民間レベルの多様な縁が存在したと思う」と講義を切り出しました。そして、東京国立博物館が所蔵する「小倉コレクション」を収集した、植民統治時代の日本人実業家、小倉武之助の収集品について「特に伽耶時代、日本でいうと任那時代の関係の遺物が多い」と指摘しました。その理由について「日本の古代史と関係があるものだと思って収集した。（中略）自分個人の趣向や、美しいから買ったのではなく、国家のために、国のために買ったという感じがする」と述べ、日本の植民政策が当時の在朝日本人収集家の活動に影響を与えたことを強調しました。

一方、慶州博物館長などを勤めた大坂金太郎や大邱女子高等師範校長を長く務めた白神寿吉らがアマチュア考古学者として文化財を収集する一方、朝鮮の若い芸術家を支援したことを紹介するなど、美術や文化財

をめぐる当時の日本人と朝鮮人の交流について説明しました。

金先生は「日韓の間にはまだ知られていない人と人の物語がたくさん存在していると思う。植民地という不平等な構造の中に住んでいた人たちの関係は決して対等ではなかった。その悪い構造のことだけは忘れてはいけない。しかし、そのような構造の中であっても、人と人之间には善意があり、美しい縁が生まれることもあった」と講義をまとめました。そして「過去の縁から何を学び、未来にはどんな物語を共に作っているのが重要だ。ここにいる日韓の学生を見て、その希望が見えてくるような気がする」と参加学生たちへの期待を表明しました。

ワークショップで参加学生は植民統治時代に多くの文化財が朝鮮半島から日本に流出した事実を学びました。学生たちは報告書の中で「天理大学は日本国内で『韓国学のメッカ』と呼ばれ、天理参考館常設展示室における韓国関連文化財の展示は約500点に及ぶ。参考館の展示資料以外にも、天理図書館が所蔵する朝鮮半島の古書資料はおよそ1530種、拓本が338種に達する。朝鮮時代の地図、その他の希少資料など、学術的価値の高い所蔵品も確認できる。これらの文化財は本来、朝鮮半島の特定の地域社会や家門を中心に伝えられてきたものであるにもかかわらず、現在は日本の大学博物館や図書館において保存・展示されているという点で、文化財移動の歴史的背景を考察するようになった」と、両国の歴史を考えるうえで新たな視点を得たと語りました。また、在日コリアンの人々が多く暮らす大阪市を踏査したグループからは「私たちは日本と朝鮮半島との長い交流の歴史を感じるとともに、現在も続いている日韓の人々のつながりを確認することができた。民間レベルで両国関係を良いものにしようとして活動している人々がたくさん存在している。そのような活動に続く友好関係構築の取り組みのひとつとして、私たちの文化財ワークショップが位置付けられれば良いと感じた」とワークショップ参加の意義を強く感じたという声が出ました。



嶺南大学校で講義を聴く参加者たち(2025.11.9.)

*2026年は11月9～14日に福岡と対馬で開催予定。

【会員エッセイ】

国宝概念再考—渡来品が提起する問題—

五十嵐 彰（慶應義塾大学非常勤講師、考古学方法論）

はじめに

今から14年前に刊行された『韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報』第1号に「晋州シンポジウム（韓日文化財交流大会）」に参加して、日本の「国宝問題」に想いを巡らす」とやや長い題名で、2011年に晋州市で開催されたシンポジウムに参加した時の感想と福井県常宮神社に所蔵されている晋州蓮池寺の鐘が日本の国宝に指定されていることの違和感について記しました（五十嵐2012）。そこでは、それまで日本の国宝について「日本で作られた国の宝」と安易に考えていた自らの無知を反省しつつ、日本で作られたくもの>ではなくても「たぐいがない国民の宝」であれば、外国産の文化財でも国宝に指定されていることについて、素直な驚きといささかの疑問を呈しました。それ以来、こうした私のわだかまりを解消するような言説を探し求めてきましたが、いまだに接することができず、依然としてもやもや感が伏在していました。そこで、今回は改めて「国宝」にまつわる問題について広く世論の喚起を求めたいと思います。

1. 国宝とは

<もの>としての国宝とは、すなわち人間国宝など以外の有形文化財としての国宝は、どのような存在なのでしょう。国宝とは、一般的には「重要文化財のうち、特に学術的価値の高いもの、美術的に優秀なもの、文化史的意義の深いものとして、文部大臣が指定した建造物・彫刻・工芸品・古文書など」（『広辞苑』）とされています。多くの人にとって、日本の国宝とは、日本人が日本で製作した素晴らしい<もの>といった大まかな受け止め方がなされているのではないのでしょうか。しかし実際は、日本の国宝には、日本人が作ったものではない<もの>も含まれていますし、日本人が作った素晴らしい<もの>でも、国宝に含まれていない<もの>もあります。

どういことでしょうか？ 例えば、中国の徽宗皇帝が描いた「桃鳩図（絹本着色）」（写真1）は、明らかに日本人でない人物の作品です。しかし国宝に指定されています。それならば、ゴッホやピカソが描いた作品でも日本にあれば国宝になりそうですが、さすがにそう

はなっていません。

あるいはボストン美術館が所蔵する「吉備大臣入唐絵巻」は、日本にあれば「超国宝級の絵巻」とされますが、国宝に指定されていません。東京国立博物館が所蔵する平治物語絵巻「六波羅行幸の巻」は国宝です

が、同じ平治物語絵巻で東京国立博物館が所蔵する<もの>よりも遥かに美術的価値が高いとされる「三条殿夜討の巻」はボストン美術館が所蔵するために国宝に指定されていません。そのため「国宝に準じる」といった意味で「国宝級」といった言い方がなされています。すなわち、日本において国宝として指定される要件は、日本人が製作したという製作者ではなく、日本で製作されたという製作地でもなく、単に日本に存在するという文化財の所在地なのです。

2. 国宝の法的根拠

国宝を規定する法的根拠を確認しながら、国宝という存在の問題について考えます。

1897年古社寺保存法で社寺の建造物と宝物が「国宝」という名称で規定されました。これが1929年に制定された「国宝保存法」のもととなりました。現在の国宝は、「重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいがない国民の宝たるもの」（文化財保護法第27条第2項）とされています。重要文化財とは、「有形文化財のうち重要なもの」（文化財保護法第27条第1項）です。有形文化財とは、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」

（文化財保護法第2条第1項）です。ここで重要なのは、「我が国にとって」という一語です。すなわちそこに「日本で産み出された」とか「日本人によって作られた」といった製作地や製作者に基づく限定はなされていないのです。



写真1 絹本着色桃鳩図（北宋：絵画指定番号00006）

例えば考古資料の「金印 印文「漢委奴國王」(写真2)は、時代区分として「弥生」とされています。弥生時代に日本列島で使われて埋められたとしても、その製作地が日本列島ではなく中国大陸であることは誰しもが認めることでしょう。作られた場所よりも使われて出土した場所が重視されているのです。あるいは西洋に関連する唯一の国宝である「ポルトガル国印度副王親書」(写真3)は、羊皮紙にポルトガル語で記された豊臣秀吉宛の大変華麗な書簡です。しかしこれも所属する時代が「桃山」とされ、渡来品のカテゴリーには含まれていません。



写真2 金印 印文「漢委奴國王」 写真3 ポルトガル国印度副王親書 (弥生:考古資料 指定番号 00017) (桃山:古文書 指定番号 00034)

国宝及び重要文化財については、種別に応じて「国宝及び重要文化財指定基準」が定められています(1951年文化財保護委員会告示第2号)。その種別は、絵画・彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料の5種類で、それぞれに指定基準が定められています。外国産の文化財については、「渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの」といった基準が定められています。不動産である建造物については、「渡来品」に関する言及はありません。

3. 国宝における渡来品という存在

国宝の種別ごとに「渡来品」の占める割合を確認します。対象は、インターネットで公開されている「日本の国宝一覧」(ウィキペディア: <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E5%9B%BD%E5%AE%9D%E4%B8%80%E8%A6%A7>)で、その総数は渡来品が含まれない建造物と歴史資料を除く906件です。その際に渡来品と認定する根拠は、登録物件に記載されている「時代」項目における表記、すなわち日本以外の時代表記がなされている資料を「渡来品」としました。

絵画 (167): 唐 (1)、北宋 (2)、南宋 (18)、元 (6) 計 27 (16%)

「紙本墨画漁村夕照図」など南宋時代の絵画を室町期に足利将軍が入手した唐物(所謂「東山御物」)などが主なものです。

彫刻 (142): 唐 (3)、北宋 (1) 計 4 (3%)

「木造観音菩薩立像」など唐時代の彫像が京都や奈良の寺院に少数もたらされています。

工芸品 (249): 隋 (1)、唐 (10)、南宋 (8)、新羅 (1)、李朝 (1) 計 21 (8%)

「曜変天目茶碗」など南宋時代の器物があります。1点ある新羅時代の「朝鮮鐘」は、16世紀末に韓国・慶尚南道の晋州から大谷吉継によって持ち出され、現在は敦賀市の常宮神社が所蔵しています(後述)。

書跡・典籍 (234): 西魏 (1)、唐 (27)、北宋 (1)、南宋 (26)、元 (6)、高麗 (1) 計 62 (26%)

唐と南宋からもたらされた書や墨蹟が多数含まれています。

古文書 (63): 唐 (3)、元 (1) 計 4 (6%)

「伝教大師入唐牒」など当時の書類が指定されています。

考古資料 (51): (中国) 戦国 (1)、漢 (1) 計 2 (4%)

考古資料で国宝に指定されている2点は、永青文庫が所蔵する中国・春秋戦国時代の「金銀錯狩獵文鏡」(写真4)と中国・漢時代の「金彩鳥獸雲文銅盤」です(後述)。



写真4 金銀錯狩獵文鏡(戦国:考古資料 指定番号 00032)

4. 渡来品とは言い難い海外由来の国宝

渡来品の総数は120件で、総数906件の約13%です。ここで問題となるのは、「渡来品」の定義です。一般的には、中世から近世にかけて中国(宋、明など)から渡来した「唐物」や「古渡り」と称されるもの、あるいは近世に長崎などを経てもたらされた「南蛮渡来」の品々などを指します。こうした一般的な「渡来品」の定義から逸脱する<もの>が、工芸品の「朝鮮鐘」と考古資料の「金銀錯狩獵文鏡」・「金彩鳥獸雲文銅盤」の3点です。

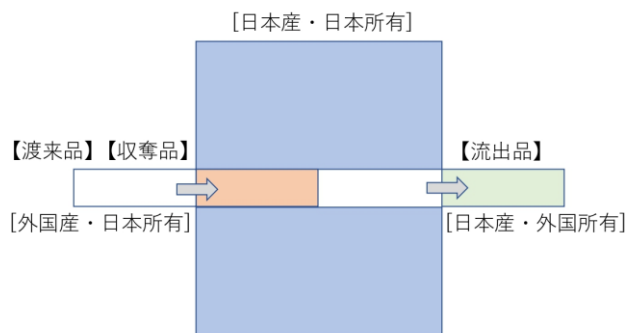
朝鮮鐘は、敦賀城主であった大谷吉継が1593年の「文禄の役」(壬辰倭乱)と称されている朝鮮半島への第1次侵略戦争時に朝鮮半島南部の晋州・蓮池寺から運び出して、1952年に国宝に指定されました(森本2016)。

金銀錯狩獵文鏡は、永青文庫を創設した細川護立が、1929年に日本橋に所在する古物商「壺中居」から購入しました。これは、1928年に中国・河南省洛陽郊外金村の古墓から盗掘された品物で、壺中居の廣田松繁の共同経営者である西山保が北京で入手したものです。

「金銀錯狩獵文鏡」が盗掘品であることは、考古学者である梅原 末治も明記しており（梅原 1984：例言 1 頁、本文 3 頁）、所蔵者である細川 護立自身もそのことを認めています（細川 1938：134-135 頁）。

金彩鳥獸雲文銅盤は、細川 護立が 1926 年 5 月にロンドンで開催された万国議員商事会議に貴族院から派遣された際にパリに立ち寄り、中国人古物商である盧芹齋（ロ・チンツァイ：通称 C.T.Loo）から購入したものです。由来地は明らかではありませんが、これも然るべき漢墓から違法に盗み出された品物と考えられます。

日本の国宝には、日本で製作されて日本に所在するという【日本産・日本所有】を主体としつつ、外国で製作されて古代・中世に日本にもたらされた【渡来品】と外国で製作されて近代に植民地・占領地などから日本にもたらされた【収奪品】があり、その裏表の関係として近代に日本から流出して現在は外国に所在する【流出品】があります（第 1 図）。



第 1 図 国宝概念図

おわりに

隣国から勝利の証しとして奪ってきた戦利品、隣国の混乱期 1920 年代に入手した盗掘品を、たとえ芸術上・学術上の価値が優れていたとしても、入手経緯を考慮することなく「たぐいない国民の宝」として称揚することができるでしょうか。

文化財の外面的な価値のみを評価して、その＜もの＞自体の内実や総体を考慮しない姿勢を「文化財ルッキズム」として批判しました（五十嵐 2024）。日本における文化財の最高峰と位置付けられる国宝についても、いや国宝だからこそ、その＜もの＞にまつわる倫理的な側面は厳格に適用されなければならないと考えます。私たち一人ひとりが文化財と称される＜もの＞に対して、どのような観点から評価するのか、その在り方が問われています。

本稿では、日本における国宝の指定基準すなわち「い

い」＜もの＞を序列化する文化財の評価システムをめぐって、以下の 2 点を指摘しました。

- ① 「いい」＜もの＞は、その所在地に関わらず、すなわち日本にあらうとなかろうと、「いい」はずである。
- ② しかし、そうした「いい」＜もの＞の中には、その由来によって「いい」とは言い難い＜もの＞が含まれている。

文化人類学者の太田好信さんは、本来市民の啓蒙のために存在するはずの博物館や美術館が、今や社会的不正義を証しするものとなっていると述べています（2022「返還と関係性 -脱植民地化の再創造にむけて-」『日本文化人類学会 第 56 回研究大会』）。世界の博物館では、博物館倫理という価値観が確立してきて、その行動指針に基づいて所蔵する文化財の取り扱いを見直し、新たな視点から再構築の試みがなされています。その核心は、博物館や美術館が所蔵する文化財の由来する社会と適切な関係性を構築するという点にあります。展示品の由来する社会に対する敬意、適切な協力関係を構築するためにも、ただ自国の言語だけで展示品の外面的な形状や素材を記すのではなく、どのような経緯を経て今ある場所に持ち込まれたのかを由来地の言語でも表記することが求められています。

常宮神社が所蔵する朝鮮鐘は、その由来を朝鮮語で記すことができるでしょうか。

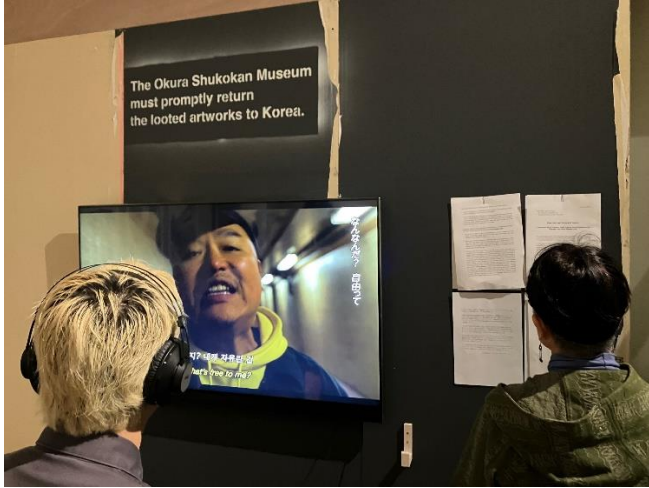
永青文庫が所蔵する金銀錯狩獵文鏡と鳥獸雲文銅盤は、その由来を中国語で記すことができるでしょうか。もしできないのならば、できるような環境を整備するように努める、すなわち返還に向けて関係者と折衝する、そのためにも文化財を見つめる私たちの歴史認識を日々新たにしていけることが求められています。

【文献】

- ・五十嵐彰 2012「晋州シンポジウム（韓日文化財交流大会）に参加して、日本の「国宝問題」に想いを巡らす」『韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報』第 1 号：11-13 頁
- ・五十嵐彰 2024「文化財ルッキズム」『韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報』第 13 号：4 頁
- ・梅原末治 1984『増訂 洛陽金村古墓聚英』同朋舎
- ・細川護立 1938「美の蒐集「欧州周遊記」」細川 護熙編 2010『美に生きた細川護立の眼』求龍堂所収
- ・森本和男 2016「文祿の役と常宮神社の朝鮮鐘」『韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報』第 5 号：2-4 頁

日本国内の動き① 大倉集古館・利川五重石塔返還求める声が日本人アーティストからも

11月5～9日大倉集古館を貸し切って行われた「アートウィーク東京」(略称=AWT、主催=一般社団法人コンテンポラリーアートプラットフォーム、特別協力=文化庁)で、参加した日本人アーティストから大倉集古館に朝鮮から不正に持ち込まれた文化財の返還を求める公開状とアピールが会場ブースに張り出された。



AWTは東京の現代アートの創造性と多様性を国内外に発信する年に一度の複合的なイベントで、2023年以来大倉集古館がメイン会場で、同館は通常の所蔵展示物の多くを移転させて展示会場を提供していた。

アーティストの飯山由貴さんは、これまでも精神疾患、歴史的事象、社会的スティグマにかかわるインスタレーション作品を制作・発表してきたが、AWTでは二つのビデオ作品「In-Mates」を1階と2階で展示していた。大型ディスプレイの上に「The Okura Shukokan Museum must promptly return the looted artworks to Korea (大倉集古館は略奪された美術品を朝鮮に返せ)」と記されたプレートが掲げられ、右側には公開状(日本語・英語)が張り出されていた(⇒右に一部写真、11月9日)。

飯山さんの要望書・公開質問状の要旨、以下のとおり。

＜大倉集古館への要望＞

- ・大倉集古館は展示品が朝鮮半島からの略奪品であるという来歴をキャプションに記載してください。
- ・同館は負の来歴を持つ収蔵品・展示品について、日本国による文化財指定を取り消すための手続きを行い、韓国市民への謝罪と経緯説明をした上で、すみやかに返還の手続きを行ってください。

＜主催者・AWTへの質問と要望＞

- ・コンテンポラリーアートプラットフォーム、AWTキュレーターチームは会期中に略奪文化財に関する学習ツアーやレクチャーを行う予定があるか？大倉集古館が朝鮮半島から掠奪した美術品を収蔵・展示している美術館であることを知りながら、公募参加者に一切説明してこなかった理由の説明

を。負の歴史を公に明言しない姿勢は、結果的に参加アーティストや来場者を日本の植民地支配の歴史の忘却と無視、無関心、被害の不可視化に加担させたのではないかと。今後もこのような姿勢で大倉集古館で開催することは誰の利益に繋がるか？

- ・私は日本社会とともに暮らす朝鮮半島にルーツをもつ人々との出会いと関わりによって多くの作品を制作してきた。朝鮮半島からやってきた美術品の出自と来歴が隠され、不可視化された状態で自作を展示することは私自身と作品にさまざまな形で協力してくださった人々を傷つけるもので、日本社会のトラウマを深刻化させる。

- ・参加作家、作品、来場者に敬意を持ち、文化を通じた日本の植民地支配の歴史の忘却と隠蔽、洗浄への加担をやめるよう、強く求める。

11月5日付の公開状への回答期限は最終日の9日だったが、大倉集古館からは回答はなく、主催者からは、「利川五層石塔が朝鮮半島由来で返還要請を受けていること、1933年制定の重要美術品保存法により重要美術品に指定され、国外持ち出しが出来ないことを事前に認識。文化庁にも確認。アートは暴力的な行為に代わる対話のかたちで、AWTはその対話を生み出すプラットフォーム。対話のきっかけとなるよう今後も努める」との回答書が9日に張り出された。

文化財返還問題に関して、アーティストの側から具体的な問題提起があったのは日本ではおそらく初めてで、今後こうした動きが広がるか注目される。

(*この件は6月1日付東京新聞で初めて広く報じられた。)



2025年11月5日

大倉文化財団 御中
一般社団法人コンテンポラリーアートプラットフォーム 御中
「アートウィーク東京2025」キュレーターチーム 御中

大倉集古館の朝鮮半島からの略奪文化財に関する
要望書・公開質問状

私は東京を拠点に活動する美術家です。私は大倉文化財団が所有する、朝鮮半島からの掠奪文化財の存在が不可視化された場所で自分の作品を展示することに耐えられず、この文章を執筆しています。

大倉文化財団が所有する掠奪文化財の代表的なものとして、大倉集古館の庭に設置されている、高麗時代初期に作られた「利川五層石塔」があります。2010年7月、韓国の京畿道利川市の市民運動団体と市長が訪日し、財団の理事長と副館長に利川市民の半数にあたる10万筆の署名と要望書を手渡したという記事が残って

日本国内の動き② 韓国への文化財返還について質問主意書、政府はゼロ回答の答弁書

昨年は日韓国交正常化 60 年だったが、年末の臨時国会に以下の質問主意書が 12 月 4 日に上村英明衆議院議員から提出され、12 月 16 日付で答弁書が返された。残念ながら、答弁は質問に正面から答えず、乏しい内容で、改めて日本政府の消極的な姿勢が確認された。

■令和 7 年 12 月 4 日提出 質問第 107 号

日韓の文化財返還問題に関する質問主意書

提出者＝上村英明衆議院議員

日韓国交正常化 60 年を迎え、両国間の友好・親善の一層の深化が望まれる。

日韓基本条約とともに「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」も 1965 年に締結され、朝鮮半島由来の文化財の引渡しが行われた。外務省ウェブサイトに掲載されている同協定の合意議事録には、「日本側代表は、日本国民がその所有するこれらの文化財を自発的に韓国側に寄贈することは日韓両国間の文化協力の増進に寄与することにもなるので、政府としてはこれを勧奨するものであると述べた。」と記されている。

以下、質問する。

1 この合意議事録にあるとおり、日本国民が所有する文化財を韓国に寄贈するよう政府として勧奨した事案は、同協定の発効以来何件あるか。政府の勧奨を経て返還された文化財の件数及び一覧を示されたい。

2 韓国国会は 2013 年 12 月 10 日に東京国立博物館所蔵の朝鮮大元首兜・鎧の返還を要求する決議を採択した。同決議では、韓国政府が日本政府に調査を求め、不法搬出が確認されれば、直ちに韓国国立古宮博物館に返還するよう求めよとし、韓国政府に日本との交渉を促している。日本政府は同決議に基づく調査の要請を韓国政府から受けているか。もし調査の要請を受けているのであれば、日本政府はどのように対応してきたか。また、実際に調査がなされたのであれば、その調査結果とその後の対応についても明らかにされたい。

3 韓国国会は 2014 年 12 月 9 日に現在大倉文化財団が所蔵する利川五重石塔の調査と資料公開を韓国政府が日本政府に要請することを求め、日本政府にも積極的な取組を促している。日本政府は利川五重石塔についての要請を韓国政府から受けているか。要請を受けて、どのように対応してきたか。明らかにされたい。

4 今年 5 月に、2012 年に対馬の観音寺から盗まれた観世音菩薩像が十三年ぶりに韓国から返還され、6 月には鎌倉・高德院にあった観月堂の建物がソウルに返還されたことが発表された。欧州各国では 2017 年マクロン

仏大統領がブルキナファソ訪問時に美術品返還の方針を示して以来、各国の博物館・美術館・大学・研究機関から旧植民地・占領地に文化財を返還する動きが始まり、具体的に進展している。

複雑な経過の多い文化財の返還問題であるが、こうした内外の文化財返還の動きを受けて、日本政府としても、来歴を詳しく調査し、公表して、誠実に対応することが望まれる。旧植民地や占領地から我が国に持ち込まれた文化財、例えば、中国から「戦利品」として持ち出された文化財や琉球から持ち出された琉米修好条約原本等のうち、返還を求められているものについて、日本政府は現在どのように対応すべきと考えているのか。明らかにされたい。

■内閣衆質 219 第 107 号 令和 7 年 12 月 16 日

日韓の文化財返還問題に関する質問に対する答弁書

内閣総理大臣 高市早苗

1 について

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録（昭和 40 年外務省告示第 260 号）における「勧奨する」とは、我が国政府として日本国民が所有する韓国に由来する文化財の韓国側への寄贈について個別具体的な措置をとることを意味するものではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

2 及び 3 について

韓国政府との間では、平素から様々なやり取りを行っているが、外交上の個別のやり取りについては、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

4 について

御指摘の「旧植民地や占領地から我が国に持ち込まれた文化財」及び「返還を求められている」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。その上で、一般論として申し上げれば、我が国に所在する文化財の取扱いについては、関連する条約及び国内法令を踏まえ、個々の状況に応じて適切な対応がなされるものと考えている。

.....

* 昨年の日韓国交正常化 60 年を記念して東京国立博物館では 9 月 23 日から 12 月 21 日まで東洋館で「日本にもたらされた朝鮮半島の文化」と題した企画展が開催され、268 点の朝鮮半島由来の書画、工芸品、仏像・仏具などが展示された。また、今年 2 月 10 日から 4 月 5 日には「日韓国交正常化 60 周年記念韓国美術の玉手箱—国立中央博物館の所蔵品をむかえて—」の展示も本館特別室で行われた。 (編集部)

日本国内の動き③文化財返還問題を考える オンラインフォーラム開催される

オンラインフォーラム

文化財返還問題を知る
文化財返還問題から考える

●基調報告 1
Alexandra Watson Jones
ヴィクトリア&アルバート博物館 学芸員

●解説
山本浩貴
実践女子大学文学部 准教授

●コメント
林容子
一般社団法人アーツアライブ 代表理事

池上慶徳
国際基督教大学博士課程
早稲田大学政治経済学術院研究助手

●基調報告 2
五十嵐 彰
公益財団法人東京都教育支援機構
東京都埋蔵文化財センター調査研究主任
慶應義塾大学非常勤講師

●解説
小田原のどか
彫刻家 評論家 横浜国立大学教員

●コメント
有光 健
「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」世話人
早稲田大学国際和解学術研究所招聘研究員

太田紗菜
東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻修士課程

2026 / 5 / 16 土
13:00-17:00

主催 横浜国立大学小田原研究室・実践女子大学山本研究室
協賛 東京大学韓国学研究所
参加申し込み ▶ <https://forms.gle/4U8KSD3aAGH4G7MA>

飯山由貴さんの提起にも触発されて5月16日に横浜国立大学小田原のどか研究室と実践女子大学山本浩貴研究室の共催でオンラインフォーラム「文化財返還問題を知る 文化財返還問題から考える」が開催された(協力=東京大学韓国学研究所)。

第1部の基調報告は英・ヴィクトリア&アルバート博物館の学芸員のアレクサンドラ・ワトソン・ジョーンズさんが、1868年にイギリス軍がエチオピア(旧アビシニア)に進攻した際、現地で略奪・押収した美術品や文化財などを展示した企画展「マクダラ 1868」(2018年4月～2019年6月)について報告。山本浩貴実践女子大学文学部准教授が解説、一般社団法人アーツアライブ代表理事の林容子さんと池上慶徳さん(国際基督教大学博士課程、早稲田大学政治経済学術院研究助手)がコメントした。

第2部の基調報告は連絡会議世話人の五十嵐彰さん(東京都教育支援機構 東京都埋蔵文化財センター調査研究主任、慶應義塾大学非常勤講師)が「動かぬ証拠」と題して天龍山石窟仏像頭部や利川五重石塔、靖国神社の石獅子など11件を「おぞましい<もの>」として紹介。解説を彫刻家で評論家の小田原のどかさん(横浜国立大学教員)が行い、コメントで有光健連絡会議世話人が小倉コレクションと利川五重石塔について補足説明し、昨年の日韓国際フォーラム(5・6頁)にも参加した太田紗菜さん(東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻修士課程)がパレスチナ問題や在日朝鮮人差別などとの関連についても言及した。

200人を超える参加があり、文化財返還問題への関心が、美術館学、アートマネージメント、国際政治学、地域研究、考古学など多方面に広がりつつあることが感じられた。追って記録が刊行される予定。

世界の動き②国連総会が奴隷制廃止決議。 不正義確認し文化財返還、損害賠償求める

今年3月25日国連総会で「奴隷制および大陸間奴隷貿易の廃止を思い起す(Commemoration)総会決議」が採択された。(参照▶<https://docs.un.org/en/A/RES/80/250>)

15～19世紀に大西洋で行われた奴隷貿易を非難し、「人類に対する最も重大な犯罪」と宣言した内容で、第6項で「歴史的な不正義に対処することの重要性を、正義、人権、尊厳、そして癒しを促進する形で確認し、賠償請求はアフリカ人およびアフリカ系の人々に対する歴史的な不正義を是正するための具体的な一歩」と強調した。第9項で「文化財、美術品、記念碑、博物館所蔵品、工芸品、写本、文書、国立公文書館の、精神的、歴史的、文化的、またはその他の価値を有する原産国にとっての迅速かつ妨害のない返還を、無償で求める。また、いかなる損害に対する賠償についても国際協力の強化を強く求め、これが民族文化の振興と、現在および将来の世代による文化権の享受につながることを認識する。」と記し、第14項では「加盟国に対し、奴隷制度、奴隷にされたアフリカ人の人身売買、人種差別に基づく奴隷化、およびそれらの影響に関する包括的な教育プログラム、追悼活動、学術研究を推進するよう奨励する。これには、カリキュラム、博物館、史跡、および啓発キャンペーンなどが含まれる。」としている。

ガーナが提案し、アフリカ連合(AU)加盟国などが共同提案国になり、123ヶ国が賛成、米国、イスラエル、アルゼンチンの3ヶ国が反対、日本、イギリス、フランスなど52ヶ国は棄権。米国の反対理由は「当時は違法でなく、賠償を求める権利もない」、日本の棄権理由は「議論が尽くされていない」というもの。なお、決議に法的拘束力はない。

グテーレス国連事務総長は「今こそ多くのアフリカ系の人々が権利を行使し、潜在能力を発揮することを阻む根強い障壁を取り除かなければならない」と述べた。(※参照▶<https://news.un.org/en/story/2026/03/1167199>)

ガーナのアブラクワ外相は、「加害者が欧州諸国や米国であることは明白だ。アフリカ系の人々への正式な謝罪を期待する。修復的正義の道筋として、略奪された文化財の返還や構造的な人種差別への対処、さらには被害者への補償が必要」とAFP通信に語った。

なお、アフリカ連合(AU)の前身組織であるアフリカ統一機構(OAU)も1993年「アブジャ宣言」で、奴隷制に対する補償や略奪した文化財の返還を求めている。

ローマ教皇も奴隷制正当化を謝罪

ローマ教皇レオ14世は5月25日、世界のカトリック教会に向けた就任後最初の回勅(公的書簡)で、教皇庁が奴隷制を正当化し、非難しなかった歴史を認めて謝罪した。

教会が中世に奴隷を所有し、教皇庁が近世に欧州の君主の求めに応じて異教徒を奴隷にするため介入したと指摘。そうした行為が19世紀に非難されるようになるまで長い時間を要したのは「キリスト教の記憶に刻まれた傷で否定も軽視もできない」と強調。「多くの人々が耐え忍んだ計り知れない苦しみと屈辱を思うと、深い悲しみを禁じ得ない。教会の名において心から許しを請う」と記されていた。(まとめ=編集部)

資料(韓国国会)日本東京国立博物館所蔵 小倉コレクション返還要求決議(案)

議案番号 3545 発議年月日:2024年9月2日
 発議者:権七勝・朴海澈・李奇憲・洪起元・李炳鎮・姜仙祐・許榮・文今柱・金峻亨・田溶冀・金太年・金俊赫・尹鍾君・姜得求・林昊宣・廉泰英・金教興議員(17人)

【主文】

日本東京国立博物館所蔵の小倉コレクションとは、植民地時代に日本人実業家の小倉武之助(1870~1964)が朝鮮で収集した遺物 1,100 点余りを指す。このうち王室の物品は宮内部が管理していたもので、個人では所蔵できない。うち釜山蓮山里古墳出土遺物、昌寧出土遺物は発掘記録が無く盗掘品と確認され、金冠塚遺物については、総督府が発掘した遺物が外部に不法搬出されたことが確認できる。このような不法盗難品を東京国立博物館が所蔵しているということは、我が民族の自主権に対する侵害である。

1965年の韓日会談当時、我が政府は小倉コレクションの返還を要請したが、日本国政府は個人の所蔵品であるという理由でこれを拒否し、最終的な返還リストに含めなかった。また、日本国政府は、1981年に小倉コレクションを受贈する過程で、1965年12月18日に発効した「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意議事録」に基づき、我が政府にこの事を知らせ、寄贈を勧奨しなければならなかったにもかかわらず、これを遵守できなかった。

さらに、1981年の東京国立博物館の小倉コレクション取得は、植民地時代に不法・不当に搬出された文化遺産の起源国への返還を求めている「1973年国連総会決議3187号」などをはじめとする国際社会の努力に反するものである。

日本東京国立博物館が未だ小倉コレクションなどの不法・不当に取得した我々の文化遺産を所蔵・展示していることは、望ましい韓日関係のためにもあってはならないことである。これに対し、大韓民国国会は次のように決議する。

1. 大韓民国国会は、日本による植民地時代当時に不法搬出されたものと推定される小倉コレクションの不法取得の可否について、日本国政府が誠実な調査を進めることを促す。
2. 大韓民国国会は、韓・日両国の持続的な友好関係の発展のため、日本国政府に東京国立博物館所蔵の小倉コレクションを大韓民国に返還するよう促す。
3. 大韓民国国会は、大韓民国政府が東京国立博物館所蔵の小倉コレクションにおける不法搬出の事実の是非に注目し、返還を受けるために日本国政府と積極的な交渉に乗り出すことを促す。

【提案理由】

東京国立博物館所蔵の小倉コレクションのうち、朝鮮大元帥の兜、鎧は文化遺産の価値の高い遺物である。この遺物は国のアイデンティティに関連する重要な物であり、決して他国に譲渡できない文化遺産であり、個人間の私的な取引で所有権を取得できる物ではない。

朱漆十二角小盤(*)の場合、明成皇后を殺害した日本人が明成皇后の乾清宮で収集したものであることが小倉関連記録から確認でき、小倉コレクションの遺物全体の流出経路についての徹底的な調査が必要である。

釜山蓮山里古墳出土遺物、昌寧出土遺物は公式発掘記録がなく、慶州金冠塚遺物の場合、総督府が発掘した遺物が外部に不法搬出されたものとみられ、これを知りながらも東京国立博物館が当該遺物の寄贈を受けたものと見られる。これは国際博物館協議会(ICOM)の倫理綱領に違反している。

韓・日両国の未来志向的な関係のため、日本国政府に小倉コレクションにおける不法搬出の有無に対する誠実な調査を促し、不法であることが明らかになった文化遺産の場合、直ちに大韓民国に返還するよう促すために「日本東京国立博物館所蔵小倉コレクション返還要求決議案」を提出する。

(仮訳＝国外所在文化遺産財団日本事務所)



* 朱漆十二角小盤(国立文化財機構所蔵品統合検索システム ColBaseより TH-441)

【参考】「小倉コレクション」については下記年報バックナンバー、報告書も参照ください。(編集部)

- ・李素玲「東京国立博物館所蔵の朝鮮半島由来の文化財—小倉コレクション」(『韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報2013』4-12頁)
- ・李素玲「『小倉コレクション目録』との出会い」(『同年報2014』5-8頁)
- ・李素玲「『小倉コレクション』について 目録は語る」(『同年報2016』9-14頁)
- ・李素玲「東京にある朝鮮文化財—東博・『小倉コレクション』を中心に—」(『朝鮮半島由来の文化財を考えるワークショップ2019・報告集』3-26頁)

また、韓国・国外所在文化遺産財団も2014年に『小倉コレクション、日本にあるわれわれの文化財』と題した報告書を刊行しています。執筆者は、金檀玄、金三代子、南恩實、吳多鸞、吳永贊、李順子、李源福、李漢祥、鄭ダウム、崔鉉植の各氏。社会評論刊、25,000ウォン。

図書紹介&書評



松本剛の遺志を継ぎ 接收図書を丹念に 調査研究した労作

梶谷純一著
『日本軍接收図書
—中国占領地で接收
した図書の行方—』

(大阪公立大学共同出版会、
2011年刊)

●評者=宮瀧交二

戦時下の日本が侵略した、中国をはじめとするアジア諸国における、膨大な量の図書の接收については、故松本剛が病床で口述筆記して私たちに遺して下さった『略奪した文化 戦争と図書』(岩波書店、1993/岩波人文書セレクション、2015)が、この問題の本質と研究状況を広く明らかにしたことは、周知のとおりである。

そして、ここに紹介する梶谷純一氏の『日本軍接收図書—中国占領地で接收した図書の行方—』(大阪公立大学共同出版会、2011年)は、松本剛の遺志を継承し、自らこの題に関する資料を丹念に調査・研究して、その実態を具体的に明らかにした労作である(梶谷氏が図書館司書として勤務する傍ら、大阪市立大学大学院に提出し受理された博士論文である)。その刊行から早くも15年が経過したが、今後顕在化するであろう接收図書の返還問題等をも含めて改めて考えると、今後、この戦時下の接收図書にかかる諸問題を考える上で、本書は略奪文化財の返還問題に関心を寄せる誰もが一読しておきたい基本文献であると言えよう。その構成(目次)は以下の通りである。

序章

第1部 各占領地の日本軍接收図書

- 第1章 日中戦争下の華北占領地
- 第2章 日中戦争下の華中占領地
- 第3章 戦局の進展と接收図書
- 第4章 太平洋戦争下の上海租界
- 第5章 太平洋戦争下の香港

第2部 略奪図書の返還

- 第6章 東京帝国大学付属図書館の略奪図書
- 第7章 帝国図書館の略奪図書
- 第8章 京都帝国大学附属図書館の略奪図書
- 第9章 『中華民国よりの掠奪文化財総目録』に対する日本政府の主張

終章/年表/あとがき/人名索引/事項索引

このうち序章では、本書のテーマである、日本による中国をはじめとするアジアの侵略先における図書の接收に関する研究史の整理が行われているが、その内容が大変興味深い。著者は、この研究史を「1.1 1960-70年代：回顧の時代」「1.2 1980年代：反省の時代」「1.3

1990年代：二次史料による研究の時代」「1.4 2000年代以降：一次史料による研究の時代」と、大きく4期に分けて紹介・執筆しているが、ここで注目しておきたいのは、日本が敗戦から立ち上がり高度経済成長を成し遂げ、昭和31(1956)年度の『経済白書』が「もはや戦後ではない」と高らかに宣言した直後の「1.1 1960-70年代：回顧の時代」に数多く認められた論調である。

著者によれば、「この時代の論調」には「日本軍の図書接收によって、戦場で資料が守られた」として、この行為を肯定的に捉える(正当化する)意識が随所に見られる」とのことであり、例えば、著名な書誌学者であった長澤規矩也(1926~1980)が、「帝国図書館に中国占領地から運びこまれた漢籍を整理した」際に、「上野で預っていないで、香港に置いたままであったら、とっくに灰になっていたはず、むしろ感謝してくれてもよい」(長澤『古書のはなし(新装版)』富山房、1994年)と述べていることを紹介している。中国をはじめとするアジアの侵略先から数多くの図書を奪ったことの反省を述べるようになる「1.2 1980年代：反省の時代」を迎えるまでは、このような接收を肯定する(正当化する)ような論調が存在したことを確認しておきたい。

また、「第2部 略奪図書の返還」では、接收した図書の中には、既に中国政府(ただし蒋介石の国民政府)に返還されているものが存在することも記されており、おそらく氷山の一角に過ぎないと思われるが、私にとっては新たな知見であった。ただし、梶谷氏が述べるように、中国政府への返還により解決したのは、あくまでも「国と国との間」の問題に過ぎず、このことが直ちに「実際に被害を受けた図書館や書店、個人に戻った」ことにはなっていないのが現状であろう。今後の大きな課題である。

前掲の松本剛の遺著『略奪した文化 戦争と図書』や本書の刊行をもって、数ある略奪文化財のなかでも、図書に関してはその全体像が少しずつ明らかになってきた。今後の課題としては、①日本のどのような人々が(例えば軍部や研究者など)、②



③どのような目的の下に、④どのような内容の図書を、どのような場所から選択して接收したのかを丹念に分析していく作業も併せて重要になると思われる。そして、今後このような多様な課題に臨むに際しては、この梶谷氏の作業のように個人で取り組むには限界があり、様々な分野の専門家が協働していかなければならないこともまた自明である。本書が一人でも多くの方々の目にとまり、今後の当該問題に関する調査研究活動や、旧所蔵者への返還活動を惹起する導火線となることを期待したい。

(大東文化大学文学部歴史文化学科教授/図書館長)

こちら特

私たちが博物館で鑑賞できる朝鮮半島の文化財の数々。その中に、植民地支配を背景とした不平等な取引や略奪、窃盗など不正な手段で流入したことが疑われる品もあることは、あまり知られていない。韓国側の返還要求に対して、日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)



奪われた文化財

歴史をたどる「冠」は、日本に流入した朝鮮半島の文化財。その中には、植民地支配を背景とした不平等な取引や略奪、窃盗など不正な手段で流入したことが疑われる品もあることは、あまり知られていない。韓国側の返還要求に対して、日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)



朝鮮半島由来の「冠」や工芸品

4〜7世紀の加那那の冠(複製品)は、朝鮮半島由来の文化財。その中には、植民地支配を背景とした不平等な取引や略奪、窃盗など不正な手段で流入したことが疑われる品もあることは、あまり知られていない。韓国側の返還要求に対して、日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)

植民地時代に収集、東博へ寄贈

東博に寄贈された朝鮮半島由来の文化財。その中には、植民地支配を背景とした不平等な取引や略奪、窃盗など不正な手段で流入したことが疑われる品もあることは、あまり知られていない。韓国側の返還要求に対して、日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)



東博に寄贈された朝鮮半島由来の文化財。その中には、植民地支配を背景とした不平等な取引や略奪、窃盗など不正な手段で流入したことが疑われる品もあることは、あまり知られていない。韓国側の返還要求に対して、日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)

韓国へ「返還すべき」

かつては「征服の証し」今は「恥ずべき不正義」



かつては「征服の証し」今は「恥ずべき不正義」。韓国側は、日本に流入した朝鮮半島の文化財の多くが、植民地時代に収集されたものであることを指摘している。日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)

盗難 略奪の可能性も…日本政府は「解決済み」

盗難 略奪の可能性も…日本政府は「解決済み」。韓国側は、日本に流入した朝鮮半島の文化財の多くが、植民地時代に収集されたものであることを指摘している。日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)

2026年5月18日東京新聞(朝刊)

こちら特

総督府が下げ渡し? 私立美術館の石塔

帝主義の時代などに外国の文化財が日本に運ばれてきた。返還を求めると知り、問題点を「告発」した。直接的なアクションが求められる。ある芸術家はアートイベントに...



「奪われた文化財」。その芸術家は、自身の作品を展示する機会を捉え、問題点を「告発」した。直接的なアクションが求められる。ある芸術家はアートイベントに...

アート祭典初日「続く喪失感見過ごせず」

「奪われた文化財」。その芸術家は、自身の作品を展示する機会を捉え、問題点を「告発」した。直接的なアクションが求められる。ある芸術家はアートイベントに...

「私有」のまま

「私有」のまま。韓国側は、日本に流入した朝鮮半島の文化財の多くが、植民地時代に収集されたものであることを指摘している。日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)

埋もれた歴史

埋もれた歴史。韓国側は、日本に流入した朝鮮半島の文化財の多くが、植民地時代に収集されたものであることを指摘している。日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)

形だけの返還勧奨、動かぬ日本政府

形だけの返還勧奨、動かぬ日本政府。韓国側は、日本に流入した朝鮮半島の文化財の多くが、植民地時代に収集されたものであることを指摘している。日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)

無知での施設利用「問題放置への加担」



無知での施設利用「問題放置への加担」。韓国側は、日本に流入した朝鮮半島の文化財の多くが、植民地時代に収集されたものであることを指摘している。日本政府は慎重な姿勢のままだ。「奪ったものは返す」という道理を妨げるのは何か。(中川結希)

2026年6月1日東京新聞(朝刊)

ちろ特報部

欧州各国 取り組み加速

日本の芸術家や若者も関心 共に考える



①寄付金活用協約を結んだ高徳院の佐藤孝雄住職と韓国国家遺産庁の許民淳長。神奈川県鎌倉市で
②文化財返還問題のオンラインフォーラムで話し合う参加者たち

文化財返還の問題は、考古学だけでなく、芸術家と地元の人の関心を集める必要がある。韓国国立大校で彫刻家の小田原のたかひは、5月19日、東京で開かれたオンラインフォーラムで、英、米、豪、日、韓の文化財返還問題について話し合った。その上で「文化財は、その土地の歴史や文化を伝える重要な役割を果たしている」と述べ、返還を促す必要があると強調した。

佐藤孝雄住職は、高徳院の歴史や文化財の重要性について話し、返還を促す必要があると述べた。また、日本の芸術家や若者も関心を持ち、共に考える必要があると述べた。

高徳院の歴史や文化財の重要性について話し、返還を促す必要があると述べた。また、日本の芸術家や若者も関心を持ち、共に考える必要があると述べた。

植民地主義を反省 人手経緯問わず原産国と対話

文化財返還の問題は、考古学だけでなく、芸術家と地元の人の関心を集める必要がある。韓国国立大校で彫刻家の小田原のたかひは、5月19日、東京で開かれたオンラインフォーラムで、英、米、豪、日、韓の文化財返還問題について話し合った。その上で「文化財は、その土地の歴史や文化を伝える重要な役割を果たしている」と述べ、返還を促す必要があると強調した。

佐藤孝雄住職は、高徳院の歴史や文化財の重要性について話し、返還を促す必要があると述べた。また、日本の芸術家や若者も関心を持ち、共に考える必要があると述べた。

返還から始まる新時代

返還から始まる新時代。文化財返還の問題は、考古学だけでなく、芸術家と地元の人の関心を集める必要がある。韓国国立大校で彫刻家の小田原のたかひは、5月19日、東京で開かれたオンラインフォーラムで、英、米、豪、日、韓の文化財返還問題について話し合った。その上で「文化財は、その土地の歴史や文化を伝える重要な役割を果たしている」と述べ、返還を促す必要があると強調した。

佐藤孝雄住職は、高徳院の歴史や文化財の重要性について話し、返還を促す必要があると述べた。また、日本の芸術家や若者も関心を持ち、共に考える必要があると述べた。

奪われた文化財

奪われた文化財。高徳院の歴史や文化財の重要性について話し、返還を促す必要があると述べた。また、日本の芸術家や若者も関心を持ち、共に考える必要があると述べた。



①韓国に返還される前の観月堂。高徳院提供
②4月、観月堂の跡地の前で記念撮影する佐藤孝雄住職や韓国の関係者。上：伊藤大輔(神奈川新聞)撮影

「積み上げれば倫理観変わる」

「積み上げれば倫理観変わる」。高徳院の歴史や文化財の重要性について話し、返還を促す必要があると述べた。また、日本の芸術家や若者も関心を持ち、共に考える必要があると述べた。

2026年6月14日東京新聞(朝刊)

ご案内・ご連絡

- 【連絡会議総会のご案内】7月19日(日)13:15~13:40、会場：千代田区立九段生涯学習館 2F 会議室 201(地下鉄「九段下」下車6番出口すぐ前、☎ 080-5079-5461) 活動報告・会計報告・予算(案)承認などを予定。Zoom URL は別紙に案内。記念フォーラム(下記)は同会場で14:00~16:30の予定。
- 【フォーラムのご案内】「利川・五重石塔返還問題を考える」7月19日(日)14:00~16:30、会場：千代田区立九段生涯学習館 2F 会議室 201(地下鉄「九段下」下車6番出口すぐ前、☎ 080-5079-5461)、リモート(Zoom) ⇒ <https://us02web.zoom.us/j/5982358528?pwd=bu8lGoab3bDq0RjBb9MipClvQ2G1xw.1&omn=89096146447> (パスワード 0719、参加無料・予約不要)、利川・五重石塔還収委員会からの報告、ほか予定。
- 【例会について】連絡会議は、毎月1回程度、リモート(Zoom)で情報・意見交換を行っています。関心おありの方、ご参加希望の方は、以下へご一報ください。⇒ kcultural_property@yahoo.co.jp
- 【次号原稿募集】今号も多数のご寄稿をありがとうございました。「年報」次号(No. 16)の原稿締切は2027年5月20日です。ふるって原稿をお寄せください。ご意見・感想も歓迎です。(編集部)

【会員募集】

- 一緒に文化財返還問題を考えてくださる方を募っています!
- 年会費 個人 2,000円(海外在住者・学生 1,000円) 団体 5,000円 賛助会員(1口年額10,000円)
- 調査・データ収集・資料作成・翻訳・通訳・会合運営・編集など、具体的な作業を分担して下さる方も求めています。

- 【秋のフォーラムの予告】11月中旬に大東文化大学で11月下旬に大東文化大学(東京・板橋区)で公開フォーラムの開催を予定しています。詳細・内容決定次第WEBサイトでご案内します。実行委員・ボランティア募集中。
- 【編集後記】昨年、盗難仏像が対馬に戻り、鎌倉・高徳院の観月堂がソウルに返還されたのを契機に、日韓の文化財返還問題が改めて注目される流れになってきました。15年以上前から提起されてきた課題ですが、冷静に多角的に考え、取り組み続けたいと考えます。▲関係者の間でも、まだ必ずしも十分に意思疎通や交流ができていないと感じます。日本側の国会議員の知識・理解も不足しています。対話と議論の活性化を願います。▲国内の多くの博物館の収蔵庫が満杯になり、処分・返還の必要が提起され、話題になっています。かねてより返還を求められてきた所蔵品から優先的に返還の道を拓くべきではないでしょうか。▲「世界の動き」についてはWEBサイトで森本和男氏が詳しいレポートを逐次発表していますのでご参照ください。(A)

「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報」15号目次

2025-26概観:利川石塔・小倉コレクションに注目	有光 健	1
百年を経た観月堂の帰還	佐藤孝雄	2
世界の動き:仏で略奪文化財返還法制定		4
報告:朝鮮文化財・日韓国際ワークショップ2024	大澤文護	5
大倉集古館に石塔返還求めるアーティストの声		7
国宝概念再考-渡来品が提起する問題-	五十嵐 彰	8
韓国への文化財返還についての質問主意書&答弁書		11
文化財返還問題オンラインフォーラム/国連総会決議		12
韓国国会・小倉コレクション返還要求決議案		13
書評:『日本軍接收図書』	宮瀧交二	14
東京新聞連載『奪われた文化財』5/18, 6/1, 6/14		15
ご案内・連絡/編集後記		16